

各部会の審議状況について

- ・ **医療法人部会（医事薬務課）**
- ・ **医療従事者確保推進部会（医師確保・育成支援課）**

高知県医療審議会医療法人部会

1 第1回 平成26年7月28日(月) (審議 2件)

(1) 医療法人の解散認可の適否審議 1件

① 医療法人「桂仁会」(楠瀬内科診療所) (高知市)

(2) 非医師の理事長選出認可の適否協議 1件

① 医療法人「祥星会」(聖ヶ丘病院) (宿毛市)

以上について諮問し、審議の結果、認可が適当であるとの答申を受けた。

2 第2回 平成26年11月25日(火) (審議 4件)

(1) 医療法人の設立認可の適否審議 2件

① 医療法人「巧会」(つつい脳神経外科) (安芸市)

② 医療法人「泊和会」(ごめん林眼科) (南国市)

(2) 医療法人の解散認可の適否審議 1件

① 医療法人「夕凧会」(植垣歯科診療所) (土佐清水市)

(3) 社会医療法人認定の適否協議 1件

① 医療法人「仁生会」(細木病院) (高知市)

以上について諮問し、(1)、(2)については、審議の結果、認可が適当であるとの答申を受けた。

(3)については、いくつかの事務手続きの完了を確認のうえ答申を行うとの決議に至った。

3 第3回 平成27年3月16日(月) (審議 7件)

(1) 医療法人の設立認可の適否審議 5件

① 医療法人「おうちに帰ろう会」(こうち在宅医療クリニック) (高知市)

② 医療法人「黎明会」(ファミリーデンタルクリニック) (高知市)

③ 医療法人「健咬会」(谷歯科医院) (高知市)

④ 医療法人「柏会」(あさくら歯科・矯正歯科) (高知市)

⑤ 医療法人「あけぼの会」(あけぼのクリニック) (南国市)

(2) 医療法人の合併認可の適否審議 1件

① 医療法人「おくら会」(藤戸病院ほか)、医療法人「みずき会」(芸西病院ほか)

(3) 社会医療法人認定の適否協議(確認事項) 1件

① 医療法人「仁生会」(細木病院) (高知市)

○平成25年度審議の状況

	法人設立	法人解散	法人合併認可	計
H25. 7	5	1		6
H25. 11	3	2		5
H26. 3	1		1	2
計	9	3	1	13

○平成24年度審議の状況

	法人設立	法人解散	計
H24. 7	1	1	2
H24. 11	2		2
H25. 3	4		4
計	7	1	8

○平成23年度審議の状況

	法人設立	法人解散	非医師理事長	法人合併認可	計
H23. 8	1	2	1	1	5
計	1	2	1	1	5

○県内の医療法人の状況等 (H27.4 末現在)

医療法人数 391 (内 社会2、特定7、大臣所管3、非医師理事長14)

社会医療法人 近森会 (近森病院等)、仁生会 (細木病院)

特定医療法人 同仁会 (同仁病院)、久会 (久病院等)、芳公会 (香長中央病院)

竹下会 (竹下病院)、仁泉会 (朝倉病院)、防治会 (いずみの病院)

長生会 (大井田病院)

医療法人部会委員

氏 名	役 職 名	備 考
まつおか れんぞう 松岡 錬三	高知県医師会 常任理事	部会長
みに ひでこ 三谷 英子	さわやか高知 会長	副部会長
おだ ひでまさ 織田 英正	高知県歯科医師会 会長	
おかむら たかお 岡村 高雄	高知県医療法人協会 会長	
にしもり やすお 西森 康夫	高知県薬剤師会 会長	
いわさき けんろう 岩崎 憲郎	高知県町村会 会長	
みやい ちえ 宮井 千恵	高知県看護協会 会長	
つつい のりこ 筒井 典子	人・みらい研究所 代表	

※任期 平成26年8月1日～平成28年7月31日

平成 26 年度 高知県医療審議会医療従事者確保推進部会 概要

【開催日】平成 27 年 3 月 30 日

【議 題】

1 報告事項

(1) 医療従事者確保対策等について

以下の項目について、事務局から平成 26 年度実績とともに、平成 27 年度の計画について報告した。

- ・医師確保対策
- ・看護職員確保対策
- ・へき地医療対策

(2) 社会医療法人の認定について

2 協議事項

地域医療介護総合確保基金における平成 27 年度事業計画案について、事務局案が承認された。

3 その他

平成 26 年度で研修を修了した県内初期研修医の動向について、意見交換が行われた。

高知県医療審議会医療従事者確保推進部会 委員名簿

(H27.3.30現在)

氏名	所属・役職	備考
内田 望	梶原町立国保梶原病院 院長	
大串 文隆	国立病院機構高知病院 院長	
岡崎 誠也	高知県市長会 会長	
織田 英正	高知県歯科医師会 会長	
川井 和哉	近森病院 循環器内科主任部長	
倉本 秋	高知医療再生機構 理事長	
相良 祐輔	高知地域医療支援センター長	
(副会長) 塩田 始	いの町長	
杉浦 哲朗	高知大学 医学部長	
武田 明雄	高知医療センター 病院長	
(部会長) 竹村 晴光	高知県医師会 副会長	
中村 章一郎	高知赤十字病院 院長	
野嶋 佐由美	高知県立大学 副学長	
三谷 英子	NPO法人 地域サポートの会「さわやか高知」 会長	
宮井 千恵	高知県看護協会 会長	

(50音順 敬称略)

高知県医療審議会医療従事者確保推進部会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、高知県医療審議会要綱第5条及び第8条に規定された高知県医療審議会医療従事者確保推進部会（以下「部会」という。）の運営について定める。

(目的)

第2条 本部会は、高知県内における医療従事者の確保について、次に掲げる事項を調査・審議するために設置する。

- (1) 高知県内において必要とされる医師の確保に関すること
- (2) 国の緊急臨時的医師派遣システムの活用など医師の派遣に関すること
- (3) 高知大学医学部附属病院での内科、救急、小児科、産婦人科以外の分野についての特別コースの研修プログラムに関すること
- (4) 高知県へき地医療支援機構の運営や事業の実施に関すること
- (5) 高知県内において必要とされるその他の医療従事者の確保に関すること

(委員)

第3条 部会の委員は、次に掲げる者の代表者、その他の関係者のうちから、高知県医療審議会会長が指名する。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 公的医療機関（へき地拠点病院を含む）
- (4) 臨床研修病院
- (5) 診療に関する学識経験者の団体
- (6) 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
- (7) 社会医療法人
- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) 地域の医療関係団体
- (10) 関係市町村
- (11) 地域住民を代表する団体

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 部会の庶務を処理するため、事務局を高知県健康政策部医師確保・育成支援課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものの他、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

(附則)

本要綱は、平成20年6月24日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。